

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業(指定通所型サービスA)

契 約 書

社会福祉法人ふきのとう
ふきのとう すこやかシニア教室

様（以下、「利用者」という）と社会福祉法人ふきのとう（以下、「事業者」という）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の関係法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能向上、口腔機能向上、栄養機能向上等の指導を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び社会参加を目指すため、第1号通所事業（通所型サービスA）を提供します。

2 サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりです。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 年 月 日 ～ 年 月 日とします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約を更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更・モニタリング・関係機関との連絡調整）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとします。

2 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント計画又は居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとします。

3 事業者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付するものとします。

4 指定通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとします。

5 事業者は、通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という）を行うものとします。

6 事業者は、前5項のモニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告するものとします。

7 事業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとします。

(利用料等の支払い)

第4条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けた場合は、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求方法及び支払い方法は、重要事項説明書のとおりです。

3 利用者が、重要事項説明書に定める期日までにサービスの中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料の変更)

第5条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対して速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第6条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合、事業者は利用者に対し、1カ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがない場合は、本契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び綾部市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかった場合は、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでも本契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちに本契約を解約できます。

(1) 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらずこれを提供しようとししない場合。

(2) 事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合。

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、本契約を解約することができます。

(1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合。

(2) 利用者が事業者の通常の事業又は送迎の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。

2 事業者は、前項により本契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて綾部市に連絡をし、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じるものとします。

(契約の終了)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了するものとします。

(1) 第2条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。

(2) 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。

(3) 第5条もしくは第7条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合。

(4) 第6条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合。

(5) 第8条に基づき事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。

(6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合。

(7) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合。

(8) 利用者が要支援者及びサービス事業対象者でなくなった場合。ただし、要介護認定によるサービスを受ける以前に要支援者又はサービス事業対象者のいずれかに該当し、かつ第1号事業のサービスを受けていた利用者は、要介護認定を受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを利用することが可能です。

(9) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第10条 事業者は、本契約に基づく事業の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意または重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状態を勘案して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

(損害賠償がなされない場合)

第11条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項において、故意に

これを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

- (2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(守秘義務)

第 12 条 事業者及び事業者の使用する者（以下、「従業者」という）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です、また、事業者は、従業者が退職した後において、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

2 事業者は、指定通所型サービスAを実施するため、必要最小限の範囲内において、利用者及びその家族の同意を得た上で、その個人情報を使用できるものとします。この場合において、事業者は、関係者以外には決して個人情報が洩れることのないよう最新の注意を払うとともに、個人情報を提供した会議、相手、内容等についての記録を保存します。

4 事業者は、第 1 項の規定にかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を含む通所型サービスA計画、各種記録等については、関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省）」に基づき、個人情報の保護に努めるものとします。

2 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

(相談・苦情対応)

第 14 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定通所型サービスAに関する利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応し、サービスの向上、改善に努めるものとします。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

(サービス提供の記録及び保存)

第 15 条 事業者は、指定通所型サービスAの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間、当該記録を保存するものとします。

2 利用者は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して当該記録の複写にかかる相当額を請求できるものとします。

(身分証携行義務)

第 16 条 従業者は、常に身分証を携行し、利用者及びその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(注意義務)

第 17 条 事業者は、指定通所型サービスAを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第 18 条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(代理人)

第 19 条 利用者は、本契約の締結に際し、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示して、これを行うこととします。

(裁判管轄)

第 20 条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者(代理人による契約締結の場合は代理人)及び事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

< 事業者名 > 社会福祉法人ふきのとう

< 住 所 > 京都府綾部市岡町長田3番地の1

< 代表者名 > 理事長 新庄 祐士 ⑩

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ ⑩

代理人 (選任した場合)

<住 所> _____

<氏 名> _____ ⑩